4. まとめ

まず、本調査で収集した流域一体となった浸水被害軽減策の具体的事例を挙げると、表7のようにまとめられる。

表 7 流域一体となった浸水被害軽減策に関する整理

				地域が有する遊水機能の状況、浸水被害軽減策	8の状況、浸水被害車	圣滅策		地域特性、	土地利用の状況		浸水被害の可能性の変化と
语 11 全	草季	は多って、単位の関係	漫水の状況		被害の対策		地域の認識		土地利用		その対形
Ē	新田城区		従来の浸水の 状況	遊水機能を有する 地域への施策	住宅の 被害軽減策	現状において自然 遊水機能が存置 されているか?	自然遊水機能に 関する認識	開発圧力	土地利用の規制	その他遊水機能を 有する農地が 維持されている要因	施策実施による浸水被害の 可能性の変化への対応
桜川	つくば市 北太田、君島地区 等	·昭和61年の水害を契機に水航災対策事業を実施 ・北太田、君島地区の一部で無堤区間を存置 ・宅地防御対策を目的に輪中堤を整備	漫水常襲地域	無提区間を存置 計画高水位で湯水す 8 る区域を水防災対策 特定地域に指定し開 発抑制に努める	輪中堤整備	0	当該地域の基水に よって下流の洪水 被害が経滅されて いると認識	低い	市街化調整区域農振機用地区域	水田なので少人数での 耕作が可能のため	輪中環の整備によって下流で想定される米水リスクの増加に対応するために可称を開発を実施 かに可称機関を実施 亜土部機場に下流のリスク上昇を回 速するため存置
桜川	桜 瀬地区	・土地区画登理事業によって必要となった防災調整池5箇所の内、1箇所で田畑の遊水機能を活用	漫水 常襲地域 [水田の遠水機能を考 8.慮し、防災調整池と - みなす		0	出水時には一帯が 潜水してしまう地・ 域と認識	低い	市街七調整区域農振機用地区域	土地区画整理事業で防 災調整池を整備すると 公共減歩が大きくなっ てしまうのを避けるた め	現状より水田の収穫量が減収になら ないことが条件
天野川	米原市 岩脇・西円寺地区	・昭和34年に基大な洪水被害を受けて、災害復旧 助成事業を実施 ・岩断集落の性宅地の洪水被害を抑制 するために西円寺の越流堤を存置	浸水常製地域 越流堤を存置	対流堤を存置	特になし (集落部の本川に 堤防・護岸あり)	0	西円寺の越流堤存置によって岩路集 落や箕浦集落の漫・水市隊性軽減がさ れていると認識	低い	市街化調整区域 農振農用地区域	水田なら兼業農家でも 耕作が可能のため 地権者・営農者が混在 しており、土地利用用 途変更の際の調整が困 雑であるため	
小貝川	股手市 聯 代地区	・耐水型地域整備事業を実施 ・記案形態が開鍵的型型沿流であるため、氾濫す を前の避難が必要 ・道路壁上等の氾濫消制御施設を整備、避難路を 確保	泌水 栉爨地域 -		心濫満制御施設と して道路像土や拡 幅し、避難路とし て整備	0	利根川本川の背水 による影響やり買 川の辺溢による被 書を使けやすい低 地と認識		主として 市街化調整区域	I	氾濫流制御施設整備による被害軽減 額が食とならないことが条件 浸水深低下地域の面積が上昇地区の 面積を上回ることが条件

表7より、各事例の特徴の類似点について整理すると以下のようなことが挙げられる。

今回調査を行った流域一体となった浸水被害軽減策は、遊水機能を有する土地が維持され、その機能の活用をした上で、さらに遊水機能を有する土地やそれに隣接する宅地等の被害軽減のための各種施策が実施されているものであると考えられる。

そもそも遊水機能を有する土地が維持されている地域は、従来からの浸水常襲地域である場合が多い。その中で、今回調査を行った事例は、遊水機能を存置した上で、さらに必要に応じ輪中堤整備や避難路確保等住宅や人命の被害軽減策が取られているものである。なお、ここで遊水機能を有する土地が維持されている地域においては、当該地域が浸水常襲地域であることが地元に認識されていることでその機能が維持されているようである。

一方で、遊水機能を有する土地が維持されている地域は、調査した事例においては、開発圧力が低いことから結果的に農地等が存置されているものであった。また土地利用規制上も、市街化調整区域、農振農用地区域に指定されており、宅地化等の開発が抑制されている場合である。このことから、付加的な土地利用規制が無くとも、開発が抑制され、結果的に遊水機能が維持されているものと考えられ、逆に、開発圧力が高い地域や市街化区域に指定された地域等では、遊水機能を有する土地の維持は困難であることが示唆される。

さらに、営農上の事情から水田を維持する方が有利であったり、土地区画整理事業に際し防災調整 池を整備するより既存の遊水機能を活用した方が公共減歩が少なくて済んだりというように被害軽減 以外のメリットが存在する場合、遊水機能を有する土地が維持されやすくなる事例が見られた。

この他、遊水機能を有する土地が維持されている地域で、被害軽減策が講じられる場合、遊水機能の維持によって発生する湛水で従前より農業生産上の減収とならないことや氾濫流制御施設の整備による被害軽減額が負とならないこと等現状のリスクより悪化しないことが条件となっているものが見られた。また被害軽減策として氾濫流制御施設の整備等が行われる場合、施策の実施によって当該箇所以外のリスクが上昇することがないように代替措置が実施されたりすることから、既存の治水バランスのリスクの大小の順序が入れ替わらないことも条件となっているようである。

つまり、今回調査を行った流域一体となった浸水被害軽減策の実践例においては、既存の遊水機能を有する土地での新規の開発が少ない状況を前提に、既存の遊水機能を保全することで、既存の宅地での新たな浸水被害を回避することとしており、追加的に氾濫流制御施設が整備される場合においても、その整備によって従前の浸水危険性を上回らない範囲で既存の遊水機能を活用するものであることと解することが出来よう。

流域一体となった浸水被害軽減策へ資する取り組みとして、今回調査を行った自治体等での浸水被害軽減のための土地利用規制の制度化の実践例についてまとめると表 8 のようにまとめられる。

表8より、各事例の特徴の類似点について整理すると以下のようなことが挙げられる。

流域一体となった浸水被害軽減に資する条例による対策としては、草津市の例から見られるように、 浸水の危険性が高い箇所での開発等の可能性が出てきたことに対して、追加的な土地利用規制等を行 うものである。但し、沼津市の盛土条例に関しては、主たる目的は農地のための対策であるが、これ が結果的に遊水機能の維持に貢献することになったものである。

また、草津市のように、浸水被害への対策を目的とした条例では、浸水の危険性について、浸水範囲等を制度的に根拠ある情報として提供して、対策実施の対象範囲を示している。既存の都市計画法等では規制の対象範囲を十分明確には示せないため、追加的な規制等を行う場合には、被害発生可能

表 8 浸水被害軽減のための土地利用規制の制度化の実践例に関する整理

事例	実施主体	施行年月	概要	追加的土地利用規制等の対象区域の設定	土地利用・建築等に関する規制の内容	浸水被害軽減の上で期待する規制効果
草津市建築物の浸水対策 に関する条例	草津市	H18.9施行	区域」の想定浸水深を踏まえて、浸水・耐水対策を 実施しなければならない(義務付け)。既存施設に ついては浸水対策の実施は努力義務となる。			「浸水のおそれのある区域」や浸水対策の整備指 針等の情報提供により建築物の整備主体に自衛 策を取らせることで被害等を防ぐ。
埼玉県雨水流出抑制施設 の設置等に関する条例	埼玉県	H18.10施行	施設の設置等義務付け。 ・1ha以上の開発行為などに対する、湛水想定区域での盛土時の雨水流出抑制施設の設置義務付け。	〇湛水想定区域 湛水想定区域とは「現在の河川整備状況を踏ま 湛水週末における洪水の状況をもとに、湛水することが想定される区域として県知事が指定する区域ととないない。	開発行為などにおける雨水流出抑制施設の設置 等義務付け。	雨水流出抑制対策後、河川に流れ込む流量を抑 制し、水害を防止する。
沼津市土砂等による土地 の埋立て等の規制に関す る条例	沼津市	H22.7施行	-対象行為:工物による工地の理立て、盤工 -対象区域:市街化調整区域 -海田毎田:東業区域の高穂が 500㎡以上かつ	〇なし 条例の主目的は元々農地の対策であるため、水 害リスクにおける記述はない(結果的に水害対策 として寄与)。	宗宋例で盆上規制の対象Cなりない小規模な盆 ナに対する塔中I・F垂せでの宝体担制	結果的に対象地域周辺の低地帯の浸水被害対策 である「沼川(高橋川)流域豪雨アクションブラン」 における流出抑制対策にも寄与している。

性の観点から対象範囲を明確に示した追加的情報の提供が必要であることによるものである。

なお、土地利用等の規制に当たっては、草津市、沼津市では、既存の制度等では対象とならないものに対する付加的規制を行っており、既存制度の横出し・上乗せによる対応がされたものとなっている。

但し、草津市、沼津市の条例においては、遊水機能を有する土地で開発を行う場合には、被害軽減 もしくは流出抑制等の対策を実施することで、開発を可能にしており、開発に要する費用等の面から 開発の抑制を誘導するものとなっている。このことは同時に土地利用規制によって地先での自衛策を 促すものとなっており、その重要性が再確認されるものである。